

京 都 大 学 総 合 研 究 推 進 本 部 規 程 等 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">京都大学総合研究推進本部規程 (令和6年達示第79号)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）<u>第46条の3</u>第2項の規定に基づき、京都大学総合研究推進本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定める。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）<u>第47条の2</u>第2項の規定に基づき、京都大学総合研究推進本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和8年達示第8号） この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p>
<p style="text-align: center;">京都大学成長戦略本部規程 (令和6年達示第10号)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）<u>第46条の3</u>第2項の規定に基づき、京都大学成長戦略本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定める。</p> <p>(業務)</p> <p>第2条 本部は、社会及び経済におけるイノベーションを創出するとともに、社会からの多様な支援及び資金の好循環の形成により<u>本学</u>の持続的な成長を実現するため、社会価値の創造及び社会との連携深化に関する企画及びマネジメント並びにそれに関連する業務を実施する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）<u>第47条の3</u>第2項の規定に基づき、京都大学成長戦略本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定める。</p> <p>(業務)</p> <p>第2条 本部は、社会及び経済におけるイノベーションを創出するとともに、社会からの多様な支援及び資金の好循環の形成により<u>京都大学</u>（以下「本学」という。）の持続的な成長を実現するため、社会価値の創造及び社会との連携深化に関する企画及びマネジメント並びにそれに関連する業務を実施する。</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和8年達示第8号） この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p>
<p style="text-align: center;">京都大学国際高等教育院規程 (平成25年達示第7号)</p>	

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）<u>第47条</u>第2項の規定に基づき、京都大学国際高等教育院（以下「教育院」という。）に関し必要な事項を定める。</p> <p>（後 略）</p> <p style="text-align: center;">京都大学学生総合支援機構規程 （令和4年達示第18号）</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）<u>第47条の2</u>第2項の規定に基づき、京都大学国際高等教育院（以下「教育院」という。）に関し必要な事項を定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和8年達示第8号） この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p>
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）<u>第47条</u>第2項の規定に基づき、京都大学学生総合支援機構（以下「機構」という。）に関し必要な事項を定める。</p> <p>（後 略）</p> <p style="text-align: center;">京都大学環境安全保健機構規程 （平成17年達示第6号）</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）<u>第47条の2</u>第2項の規定に基づき、京都大学学生総合支援機構（以下「機構」という。）に関し必要な事項を定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和8年達示第8号） この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p>
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）<u>第47条</u>第2項の規定に基づき、京都大学環境安全保健機構（以下「機構」という。）に関し必要な事項を定める。</p> <p>（中 略）</p> <p>（機構長）</p> <p>第3条 機構に、機構長を置く。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）<u>第47条の3</u>第2項の規定に基づき、京都大学環境安全保健機構（以下「機構」という。）に関し必要な事項を定める。</p> <p>（機構長）</p> <p>第3条 （同 左）</p>

改 正 前	改 正 後
<p>2 機構長は、<u>本学</u>の教職員のうちから、総長が指名する。</p> <p>3～5 (略) (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学情報環境機構規程 (平成17年達示第13号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第12条 整備委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 機構長 (2) 副機構長 (3) メディアセンター長 (4) 部局長 若干名 (5) 総合博物館長 (6) <u>図書館機構長</u> (7) <u>情報部長</u> (8) メディアセンターの教授 若干名 (9) その他機構長が必要と認めた者 若干名</p> <p>2・3 (略) (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学図書館機構規程 (平成17年達示第17号)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）<u>第47条第2項</u>の規定に基づき、京都大学図書館機構（以下「機構」という。）に関し必要な事項</p>	<p>2 機構長は、<u>京都大学（以下「本学」という。）</u>の教職員のうちから、総長が指名する。</p> <p>3～5 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和8年達示第8号） この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>第12条</p> <p>(1) } (2) } (同 左) (3) } (4) } (5) }</p> <p>(6) <u>情報部長</u> (7) <u>図書館機構長</u> (8) } (9) } (同 左)</p> <p>2・3</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和8年達示第8号） この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）<u>第47条の2第2項</u>の規定に基づき、京都大学図書館機構（以下「機構」という。）に関し必要な</p>

改 正 前	改 正 後
<p>について定める。 (業務)</p> <p>第2条 機構は、附属図書館及び部局図書館等(部局の図書館又は図書室等をいう。以下同じ。)が連携して、<u>本学</u>の図書館資源(図書、学術情報データベース、施設その他の図書館資源をいう。以下同じ。)の合理的かつ効果的な収集、運用及び整備並びに学外の学術情報資源の効率的な利用サービスの提供体制を整備することを目的として、これを各部局図書館等の独自性を維持しつつ、附属図書館及び部局図書館等の間において総合的かつ合理的な調整を経た方策に基づいて達成するためのネットワーク型の全学組織として、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 本学の図書館資源の収集、運用及び整備並びに学外の学術情報資源の利用サービスの提供体制の整備に関し必要な事項</p> <p>(2) 附属図書館及び部局図書館等の間における連携その他に関し必要な調整</p> <p>(3) 図書室その他図書に係る組織を有しない部局に対する支援</p> <p>2 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>事項について定める。 (業務)</p> <p>第2条 機構は、附属図書館及び部局図書館等(部局の図書館又は図書室等をいう。以下同じ。)が連携して、<u>京都大学</u>(以下「本学」という。)の図書館資源(図書、学術情報データベース、施設その他の図書館資源をいう。以下同じ。)の合理的かつ効果的な収集、運用及び整備並びに学外の学術情報資源の効率的な利用サービスの提供体制を整備することを目的として、これを各部局図書館等の独自性を維持しつつ、附属図書館及び部局図書館等の間において総合的かつ合理的な調整を経た方策に基づいて達成するためのネットワーク型の全学組織として、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) } (2) } (同 左) (3) }</p> <p>2 }</p> <p>附 則 (令和8年達示第8号) この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p>
<p>京都大学人と社会の未来研究院規程 (令和4年達示第20号)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号) <u>第47条第2項</u>の規定に基づき、京都大学人と社会の未来研究院(以下「研究院」という。)に関し必要な事項を定める。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号) <u>第47条の2第2項</u>の規定に基づき、京都大学人と社会の未来研究院(以下「研究院」という。)に関し必要な事項を定める。</p>

改 正 前	改 正 後
	附 則（令和 8 年達示第 8 号） この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。